

郡山市 SNS 動画制作等業務制作等業務委託に係る企画提案審査会設置要領

令和 4 年 11 月 29 日制定 [政策開発部広聴広報課]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、郡山市 SNS 動画制作等業務委託に係る企画提案審査会（以下「審査会」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 審査会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 審査会は委員 6 名をもって組織する。

2 委員は、広聴広報課長、広聴広報課長補佐兼広報係長、広聴広報課広報係員とする。

3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

(委員長の職務等)

第 4 条 審査会に審査長を置く。

- 2 審査長は、広聴広報課長をもって充てる。
- 3 審査長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 審査長に事故あるとき又は審査長が欠けたときは、審査長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、審査長が招集し、審査長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 会議は、必要に応じ書面開催を可能とする。

(選定基準)

第 6 条 選定基準は、郡山市 SNS 動画制作等業務委託に係る契約候補者選定基準に定める。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 11 月 29 日から施行する。
- 2 この要領は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。